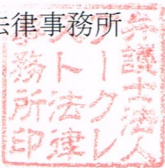


2025 年 6 月 18 日

和ネット 代表 吉田 益夫 様

[権利が侵害されたと主張する者]
住 所 東京都中央区日本橋人形町 3-4-6
宮井江戸ビル 2 階
名 称 弁護士法人アークレスト法律事務所
氏 名 XXXXXXXXXX
代理人弁護士 野口明男
連絡先 電 話 03-5651-7911
FAX 03-5651-7912
Mail lawyer@j-jurist.com



侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

当職は、XXXXXXXXXX（以下「依頼者」といいます。）から委任を受けた代理人弁護士です。貴社が管理する特定通信設備に掲載されている下記の情報（以下「本件投稿」といいます。）の流通により、依頼者の権利が侵害されましたので、貴社に対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		URL : http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2583&sty=2&num=t259 投稿番号 : 259 2018/4/19 10:50
掲載されている情報		依頼者に関する記述
侵害情報等	侵害されたとする権利	プライバシー権
	権利が侵害されたとする理由 (被害の状況など)	本件投稿には、依頼者の氏名、逮捕当時の居住地及び年齢が記載されており、依頼者を対象としていると同定可能です。 本件投稿には、依頼者が恐喝の疑いで逮捕された事実が摘示されています。 当該事実は、他人にみだりに知られたくない依頼者のプライバシーに属する事実です。 依頼者が懲役 7 年の刑を終了して釈放されており、公共の利害との関わり程度も小さくなっています。 本件投稿も閲覧者に当該事実を速報することを目的とし、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してなされたものではないと考えられます。 また、依頼者の氏名をネット上で検索すると、本件投稿が上位に表示され、当該事実を知らない依頼者と面識のある者に当該事実が伝播される可能性が小さいとはいえません。 加えて、依頼者は、一般私人であり、公的立場にあるものではありません。 以上の諸事実を照らすと、依頼者の当該事実を公表されない法的利益が本件記事を一般の閲覧に供し続ける理由に優越しており、本件投稿は依頼者のプライバシー権を侵害しています。

		以上より、本件投稿について削除の申し立てをいたします。 ご検討の程よろしくお願いいたします。
--	--	---

上記太枠内に記載された内容は、事実に相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

○	発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。 ○印のない場合、氏名開示には同意していないものとします。
---	---

※依頼者名は開示されませんようお願い致します。

印鑑証明書



(会員氏名) 野口 明男

(登録番号) 33122

(事務所) アークレスト法律事務所
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町3-4-6
宮井江戸ビル2階

以下余白

上記印鑑は、当会に届出の印鑑に相違ないことを証明する。

2025年 6月 2日

第二東京弁護士会会長 福島 正義

